

事務連絡  
令和6年1月31日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を  
改正する省令の正誤について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先日1月25日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）において、官報の誤りがありました。

改正省令の一部が施行される令和6年4月1日までは、官報正誤が行われる予定ですが、官報正誤（予定）の内容は別紙のとおりですので、条例作成に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。